

社会福祉法人らっく  
役員の報酬及び実費弁償費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条に規定する社会福祉法人らっくの役員に支給する報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）について、総額の範囲及び支給の基準を定める。

(定義)

第2条 本規程において役員とは理事及び監事をいう。

(役員の報酬等の支給基準)

第3条 理事には報酬を支給しない。ただし、理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める実費弁償費を支給する。

2 理事が理事会及び評議員会に出席する日以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1に定める実費弁償費を支給することができる。

3 実費弁償費には交通費の実費の弁償費及び日当を含むものとする。ただし、交通費の実費が、別表1に定める実費弁償費の額を超える場合には、当該交通費の実費を実費弁償費として支給する。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める実費弁償費を支給し報酬は支給しない。

2 監事が次のいずれかの業務にあたった場合は別表1に定める報酬等を支給することができる。ただし、これらの業務が監事の出席する理事会又は評議員会と同日に行われた場合は、実費弁償費を重複して支給しない。

- (1) この法人の監事監査
- (2) 所管庁による指導監査への立会い
- (3) 運営状況の指導

3 実費弁償費には交通費の実費の弁償費及び日当を含むものとする。ただし、交通費の実費が、別表1に定める実費弁償費の額を超える場合には、当該交通費の実費を実費弁償費として支給する。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人の業務のために出張する場合は、別表2によりその費用を出張費として支給することができる。

2 出張費は原則として、出張終了後に支給する。ただし、必要に応じ、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の決議により行う。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 (1日あたりの報酬等の額)

役員	報 酬	実費弁償費
理事	支給しない	5,000円
監事	15,000円(税引き後の手取り額) ただし、当該年度における報酬の総額が50万円を超えない額とする。	5,000円

別表2 (出張費)

旅 費	宿泊費	日当	業務遂行に必要な経費
実 費	実費を支給する。 ただし、1泊あたり15,000円を限度とする。	10,000円	原則として実費